

田原市告示第48号

次の者に係る軽自動車税納税通知書は、送達すべき住所又は居所
が不明のため送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226
号）第20条の2第1項の規定により告示する。

保管の軽自動車税納税通知書は、所在判明次第交付する。

令和8年8月10日

田原市長 山下 政 良

納税通知書の発行日 令和8年5月8日

送 達 す る 書 類 名	通 知 書 番 号	氏 名
令和8年度軽自動車 税納税通知書 1 通	37053	玉 榮 竜 二